

2018年1月26日

中小差別の働き方改革に反対する JAM書記長談話

J A M

書記長 中井寛哉

厚生労働省は、働き方改革法案の柱である時間外労働の上限規制および同一労働同一賃金の実施について、中小企業の施行時期を現行の予定から1年延期する方針を決めた。この方針決定は、労働者の賃金表を見直すなど企業の準備に時間がかかることなど、事業主への配慮を大きな理由としており、中小企業で働く労働者への配慮は一切無視されている。

中小企業に働く仲間を多く組織するJAMは、日本国憲法に定める「法の下での平等（憲法14条1項）」の観点からも、すべての労働者を保護すべき最低労働基準が「二重規範・二重基準（ダブル・スタンダード）」とされることに対して、強く反対する。

現在、過重労働が労働者の生命と健康を脅かしていることが社会問題化しており、一日も早い労働者保護の法制強化は、今や全国民が求める政策課題となっている。

また、中小企業に働くことを理由とした「二重規範・二重基準」の観点に立てば、2010年の労働基準法改正によって施行された「月60時間超の時間外労働割増率50%」の基本的なワークルールの適用が、8年もの長い年月にわたり猶予され続けている。JAMはこの問題に対して、組織内外の反対署名活動等を通じて、一日も早い撤廃を求めてきた。

現在、中小企業では逼迫した雇用情勢により、人材の採用難はもとより、人的資源の流失が深刻化している。このような「二重規範・二重基準」がこの期に及んで、放置され、拡大されるようであれば、中小企業での人手不足はさらに助長され、ひいては人材の枯渇によって、事業の存続自体が危ぶまれる。

「働き方改革」は、一人ひとりが働きがいを感じながら、きちんとしたセーフティネットが張られた中で、健やかに働き続けられる社会をつくりあげていく営みであらねばならない。JAMは、公平・公正な社会的公正労働基準の確立に向け、連合との連携を強め、働く仲間の力を結集し、さらなる大衆的運動の取り組みを強化していく。

以上